

<p>①年税額</p> <p>一年間の市民税・県民税・森林環境税の合計金額が記載されています。 納付方法には、給与からの差引き、年金からの差引き、納付書（または口座振替）で納付の3種類があり、いずれの方法によるかは、所得の内容や年齢に応じて異なります。</p>	<p>②年金特徴税額</p> <p>年税額のうち、年金から差し引かれる税額がこちらに記載されています。 その内訳となる、各月の年金から差し引かれる税額がこちらに記載されています。</p> <p>※発送のタイミングや通知されている期間の違い等により、年金支払者から届く通知と金額が異なる場合がありますが、<u>この通知書に記載されている金額が決定金額となります</u>。</p>	<p>③所得控除額</p> <p>社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除などの所得控除額の内訳と合計金額が記載されています。</p>	<p>④課税標準額</p> <p>所得から所得控除を差し引いた、課税の対象となる金額が記載されています。</p>	<p>The image shows a detailed Japanese tax notice document with several sections highlighted:</p> <ul style="list-style-type: none"> Section 1 (Blue Box): 年税額 (Annual Tax Amount) Section 2 (Red Box): 年金特徴税額 (Pension-Specific Tax Amount) Section 3 (Blue Box): 所得控除額 (Gross Income Deduction Amount) Section 4 (Gold Box): 課税標準額 (Taxable Standard Amount) Section 5 (Orange Box): 通知書番号 (Notification Number) Section 6 (Purple Box): 差引普通徴収税額 (Deductible General Collection Tax Amount) Section 7 (Green Box): 扶養親族該当区分 (Eligible Family Member Tax Exemption Category) Section 8 (Dark Blue Box): 算出税額 (Calculated Tax Amount)
<p>※障害の「害」を漢字で表記していますが、税法上定義されている「障害者控除」との整合性を図るため、ひらがな表記していません。ご理解をお願いします。</p>				